

令和4年度北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 議事録

- (
- 開催日時：令和4年9月8日（木） 18：00～19：15
 - 開催場所：ホテルポールスター札幌 2F ポールスターホール
-)

○次 第

1. 開会
2. 挨拶（保健福祉部 吉田福祉局長）
3. 委員紹介
4. 議事
 - (1) 報告事項
民生委員定数条例の一部改正について
 - (2) 審議事項
 - ア 令和4年12月1日付け民生委員・児童委員の一斉改選に係る審議について
 - イ 令和4年12月1日付け主任児童委員の一斉改選に係る審議について
5. 閉会

（森地域福祉課長）

ただいまから、北海道社会福祉協議会 民生委員審査専門分科会を開催します。

私は地域福祉課長の森でございます。

本日の進行を努めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

まず最初にお詫びでございます。正式な開催のご案内、資料をお手元にお届けするのが大変遅くなりました。お詫びを申し上げます。大変申し分ありません。

開会にあたり、保健福祉部福祉局長の吉田からご挨拶を申し上げます。

（吉田福祉局長）

福祉局長の吉田でございます。お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、様々な場面で本道の地域福祉の推進にご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

さて、民生委員さんにおかれましては、地域の高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などの身近な相談役としてご活躍をいただいておりますが、その一方で、民生委員になっていただける方が年々不足しているという、深刻な状況となっているところでございますが、道として

は、年齢制限の引き上げですとか、担当地区に居住する年数の要件を撤廃ですとか、要件の見直しを行っておりますが、なかなか厳しい状況であると同っております。

私と課長のほうで、この3ヶ月、市町村のほう向かい、担い手の確保はできているのなんて話をさせていただきました。民生委員さんの中には、活動を負担に感じている方もいらっしゃると思います。

これから、色々ご審議いただきます一斉改選の推薦について委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

(森地域福祉課長)

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。
最初に、分科会長で公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟会長の佐川委員でございます。

(佐川分科会長)

佐川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(森地域福祉課長)

社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会理事の藤本委員でございます。

(藤本委員)

藤本です。どうぞよろしく願いいたします。

(森地域福祉課長)

社会福祉法人北海道社会福祉協議会理事の西川委員でございます。

(西川委員)

西川です。どうぞよろしく願いいたします。

(森地域福祉課長)

北海道議会議員の笹田委員でございます。

(笹田委員)

笹田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(森地域福祉課長)

北海道議会議員の桐木委員でございます。

(桐木委員)

桐木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。
北海道保健福祉部福祉局長の吉田でございます。

(吉田局長)

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

課長補佐の酒井でございます。

(酒井補佐)

酒井でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

係長の池田でございます。

(池田係長)

池田でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

主事の志賀でございます。

(志賀主事)

志賀でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

子ども未来推進局自立支援担当課長の手塚でございます。

(手塚課長)

手塚でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

係長の曾我でございます。

(曾我係長)

曾我でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

主任の長正路でございます。

(長正路主任)

長正路でございます。よろしくお願いいたします。

(森地域福祉課長)

ここで、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしている資料は、次第、出席者名簿、配席図、資料1、資料2、議案1、議案2、参考資料の8種類でございます。

なお、出席者名簿、配席図につきましては、急遽、欠席となられた委員がいらっしゃいまして、事前にお渡しした資料から変更が生じてございます。ご了承ください。

資料に不足などございませんでしょうか？

あれば、申し分けありませんが、事務局までお申し付けください。

なお、資料のうち、議案1及び議案2につきましては、個人情報が含まれておりますことから、分科会終了後、回収させていただきますので、申し添えます。

この後の議事進行は、佐川分科会長にお願いしたいと思っております。佐川分科会長、よろしくお願いいたします。

(佐川分科会長)

それでは、ご指名いただきましたので、司会進行を務めさせていただきます。

この度、民生委員法第5条第2項に基づき、北海道知事から北海道社会福祉審議会に対し、民生委員・児童委員候補者について意見を求められ、本分科会において審査することとなりましたので、皆様、本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目、報告事項として、「民生委員定数条例の一部改正」について、事務局からご説明をお願いします。

(酒井補佐)

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課の酒井でございます。

それでは、私の方から、「民生委員定数条例の一部改正」について、資料1に基づき、説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

まず、資料1の1ページをご覧ください。

民生委員の定数につきましては、民生委員法の規定により札幌市、旭川市、函館市を除いた176の市町村の定数を3年ごとに道の条例で定めております。

現行の定数は、3年前の令和元年12月1日に改正したのですが、1の「現行数」の欄に記載のとおり、民生委員児童委員 7,721 人、主任児童委員 757 人の合計 8,478 人となっております。

この定数の決め方についてですが、3年に一度の一斉改選時に、市町村長の意見を聴いて、道が条例で定めることとなっております。

また、その際に、国で定める参酌基準というものが定められております。

資料の13ページをご覧ください。

民生委員の配置基準は、1の基準表のとおり、区分1の東京都及び指定都市から、区分4の町村まで、それぞれの世帯数ごとに民生委員を1名置くこととなっております。例えば、区分4の町村で、世帯数が7,000の町村でしたら、7,000をそれぞれ70と200で割った数、「35～100人」の間で定数を定めるという計算となります。

また、主任児童委員の配置につきましては、2に記載のとおり、民生委員協議会の規模に応じて定めるということとなっております。

このように参酌基準はございますが、市町村によっては、地理的状况、高齢者や子育て世帯の状況を総合的に勘案すると、必ずしも基準内に収まらないという場合もございますので、こちらの国の参酌基準については、「地域の実情を踏まえた弾力的な設定が可能」ということになっており、市町村長から意見を聴いた上で、基準の範囲外である場合も、認めるものとしております。

続きまして、お手数ですが、再度、1ページにお戻りください。

今年度の定数変更については、「令和4年12月1日以降」の欄に記載のとおり、民生委員・児童委員の定数は24名減の7,697人、主任児童委員は増減なしの757人の定数となり、合計8,454人となったところでございます。

増減の内訳についてご説明しますと、2は民生委員児童委員の定数が増となった市町村でございます。

苫小牧市をはじめ、3市2町で8名の増員となっております。理由としては、総世帯数の増加や担当地区割の見直しによるものとなっております。

また、3は定数減となった市町村ですが、小樽市をはじめ、7市12町で32名の減員となっております。こちらは、主な理由としては、総世帯数の減によるものとなっております。さきほどの増加分と合わせますと、差引で24名の定数減となっているところでございます。

次に4と5は、主任児童委員の定数になりますが、4の定数増は江別市で1名増、5の定数減は、むかわ町で1名減となっております。理由はそれぞれ、下に記載のとおりとなっております。

以上の定数の改正については、国から8月30日までに報告をするよう求められているため、6月から7月にかけて行われた北海道議会の令和4年第2回定例会において提案し、可決いただき、7月8日に公布したところでございます。

民生委員定数条例の一部改正については、以上でございます。

(佐川分科会長)

只今の説明について、何かご質問はございますでしょうか。質問がないようなので、次の議事に移りたいと思います。

議事の2番目、審議事項になりますが、「令和4年12月1日付け民生委員・児童委員の一斉改選に係る審査」について、事務局から説明をお願いします。

(池田係長)

それでは、私の方から、資料2と議案1について説明させていただきます。

まず最初に、本日ご審議いただきます、一斉改選の概要についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目が、この度の一斉改選事務の流れについての資料となります。

市町村においては、今年の4月以降、候補者の選任を開始し、推薦会の開催、道への推薦書類の進達を随時行っているところでございます。

資料の中ほどにあります、「北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会開催（第1回目）」とありますが、本日の会議でございます。

本日の審議会では、地区担当の民生委員・児童委員については6,590名、主任児童委員は669名についての審議を予定しております。本日ご審議いただきました結果を受けまして、国で予め定めている提出期限の9月30日までに、1回目の推薦具申を行う予定であります。

ただし、今回の審議に間に合わなかった未推薦の候補者が、民生委員では1,107名、主任児童委員では88名おりますので、こちらの方々の分については、11月上旬頃に、書面により分科会の2回目を開催させていただきます。追加で推薦された方々の審査をお願いしたいと考えております。お忙しいところ大変恐れいたしますが、引き続きよろしく願いいたします。

2回目の分科会にて審査いただいた後、11月中旬に、国へ追加の推薦を行いまして、12月1日の改選に間に合わせたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。現時点での一斉改選の推薦状況について、32市と権限委譲しております東川町、そして14振興局の別に一覧にした資料となります。

網掛けにしておりますのが今回の推薦数となっております。右側の未推薦者の数を見ていただくとおり、定数の半分近くという自治体もあるのですが、市町村においても現在、継続して候補者の選定を行っているところであり、候補者が見つかれば、11月の分科会に間に合うよう、道へ推薦いただくこととしております。

続いて、3ページをご覧ください。こちらは、今回お諮りする候補者のうち、新任・再任の別、特に説明が必要な方々の別に一覧にした資料となります。

こちらは、参考資料の9ページの北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針により、特に説明が必要な方々を定めております。

このうち、(1)の特別要件①年齢制限についてのイに主任児童委員の年齢制限について記載がございます。主任児童委員については、新任・再任問わず原則60歳未満としていますので、「特に説

明が必要な者」として、今回の審議事項に加えております。

また、(2)の一般要件 ②の民生委員活動状況につきまして、再任の場合に、民生委員協議会への出席率 60%以上であることが定められており、これを下回る者について、今回、特に説明を求めているところです。

今申し上げた以外の要件については、推薦書において全て満たしていることを確認しておりますので、特に説明が必要な者としての資料は省略させていただいております。

続いて、4ページをご覧ください。

こちらが、今回の推薦者の内訳となっております。民生委員・児童委員については、推薦者は全体で6,590名のうち、男性が3,149名、女性が3,441名となっております。平均年齢は全体として、67.3歳となっております。男性の方が若干高くなっております。主任児童委員については、推薦者は全体で669名のうち、男性が124名、女性が545名となっております。平均年齢は全体として、57.8歳となっております。主任児童委員も男性の方が若干高くなっております。

それでは、議案の1の説明に入りたいと思います。「民生委員協議会の出席率 60%未満」の方の理由に移りますが、全部で215名いらっしゃいます。

出席率が60%未満となった主な理由についてですが、「仕事の都合で日中の会議出席が困難」であったとの理由の方が最も多く、80%弱を占めており、定年延長など働き方の変化の影響が大きいものと考えられます。そのほかは「家族の病気や介護など、家庭事情によるもの」、「入院など体調不良によるもの」「コロナの感染防止のため出席の自粛によるもの」などとなっております。

市町村においては、会議を欠席した委員に対しまして、後日資料を渡したり、会議内容について口頭で説明するなど、活動に支障が生じないように、丁寧にフォローしているとのことでした。

各候補者の個別の理由につきましては、全部で215名いらっしゃいますので、かいつまんで説明させていただきます。

1番の小樽市の方は、社会保険労務士をされているということで、仕事の都合から出席できないことが多かったそうですが、民生委員の活動には大変誠実であり、住民からの信頼も厚いことから、民生委員協議会としても両立できるようフォローしていくということで、今回推薦されております。

その他には、11の室蘭市の方の理由ですが、体調不良の時期があり、出席が叶わなかったということです。こうした、体調不良という理由も幾つか挙がってきておりますが、いずれも体調面を考慮し、民生委員協議会としてもフォローしていくということで、推薦をされているといった状況です。

それでは、民生委員協議会出席率 60%未満の理由については以上とさせていただきます。

また、民生委員協議会出席率 60%未満の以外の要件については、すべて満たしているということもありますので、道としても、今回、この方々の推薦については認めていきたいと考えているところでもあります。

以上で、民生委員児童委員に関する審議事項の説明を終わらせていただきます。

(佐川分科会長)

ありがとうございました。

只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(西川委員)

はい。

(佐川分科会長)

はい、どうぞ。

(西川委員)

道社協の西川でございます。

議案に対して反対するものではございません。

ただ、60%以上出席できないというのは分かるのですが、できるような開催時間、市町村によって、夜に開催し、日中に開催しているところもあり、市町村によって異なるのですが、例えば、民生委員さんにアンケートをいただいて、どんな時間帯が良いのか、出席率を高めるためになるだろうし、情報の一元化になり、違う組織でもそうなのだろうと思いますが、出席していただいて周知するというのが大事なことかと思えます。

ぜひ各地域の協議会を皆さんが参加しやすい時間帯で開催できるような方向にもって行っていただければと思います。

(佐川分科会長)

ありがとうございます。なにかお答えすることはありますか。

(森地域福祉課長)

貴重なご意見をありがとうございます。

私どもも今回とりまとめを行いまして、日中に実施されているという実情がわかりました。夜間の開催であれば、逆の方がご出席できないという事情があるのかもしれません。

やはり皆さん、顔を合わせて、地域の活動で抱えている問題を共有し、協議していただく場というのは、非常に貴重なものと思っております。

いただいたご意見を市町村、ならびに各地域の協議会に対してお示しをしながら、検討していただくよう進めてまいります。

以上でございます。

(佐川分科会長)

はい。よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

他にご意見がないという状況ですので、今回推薦のあった候補者の全員を適任とし、北海道知事に報告することとします。

続きまして、議事の3番目、審議事項になりますが、「令和4年12月1日付け主任児童委員の一斉改選に係る審査」について、事務局から説明をお願いします。

(曾我係長)

子ども子育て支援課の曾我と申します。

審議事項2の主任児童委員の一斉改選に係る審議についてご説明します。

議案2に基づき、四角枠部分にある「特に説明が必要な方」について、ご説明させていただきたいと思います。

昨年度の審議会では、主任児童委員の平均年齢や、地域において候補者となる人材の確保が難しくなっている現状を踏まえ、なり手不足の解消を図るために、年齢要件を「原則55歳未満」から、「原則60歳未満」に、緩和させていただいたところですが、今般、新任・再任問わず、60歳以上で推薦する方の理由についてまとめたものが、こちらの一覧表になります。1ページから54ページまであります。

60歳以上の方として、該当者は全部で294名います。

時間の関係がございますので、手短かに、絞ってご説明させていただきたいと思います。

今回、推薦があった方で、最も高齢の方は、53ページの番号287番、標茶町にお住まいの83歳の方になります。

こちらの方は、教員として長年の勤務経験がありまして、教員生活の大半を標茶町で過ごされまして、地域の実情は十分把握されておられます。

また、主任児童委員の活動に熱心に取り組まれてきました。また、長年の教員経験から地域の子ども達を取り巻く環境にも十分な理解があり、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら積極的な活動に取り組んでこられました。校長、幼稚園長としての経験があり、地域住民からの信頼も厚いとのことでした。

ご家族の理解や、ご本人の時間的な余裕などもあり、積極的な活動が期待できることから、このたび推薦がありました。

続きまして、2番目にご高齢の方についてご説明したいと思います。

27ページの番号154番、奈井江町にお住まいの79歳の方になります。

こちらの方も、先ほど同様に、教員として長年の勤務経験があり、中学校の先生として子どもや保護者、地域に関わってこられました。これまで主任児童委員として長年熱心に活動されてきたほか、道の薬物乱用防止指導員として中空知地区での指導や、奈井江町子ども子育て会議の委員なども長い間務められています。

児童福祉への理解と熱意をもって、地域活動に取り組まれてきた実績等により、奈井江町から、

適任者として、推薦がありました。

続きまして、50 ページから 51 ページ、番号 274 番から 277 番までは、幕別町から推薦があった方々になります。幕別町では、定数 4 名に対して 4 名全員が 65 歳以上の方となっております。

推薦があった皆さん全員が元教員という経歴です。現在は、町の認定こども園の園長や、こどものカウンセラーとしてお仕事をお持ちの方もいらっしゃれば、そうではない方もいますが、皆さん、いずれも地域事情に精通しております。また、児童福祉への理解と熱意があるほか、ご本人の健康状態にも問題がなく、今後も積極的な活動が期待できるため、主任児童委員として適任と判断し、推薦がありました。

最初にも少し触れさせていただきましたが、今回推薦がありました 669 名のうち、60 歳以上の方は 294 名で、全体の約 4 割となっております。また、65 歳以上の方は 137 名で、全体の約 2 割となっている状況です。

今回、幕別町からの推薦は、定数の全員が 65 歳以上となっておりますが、他の市町村においても、同様の事情、状況にあると思われます。各地域においては、このように地域の実情に応じながら、適任者を推薦していただいているところです。

続きましては、55 ページ以降になります。再任で民生委員協議会への出席率が 60%未滿で推薦する方の理由についてまとめたものが、こちらの一覧表になります。

該当者は全部で 42 名います。

ここについても、時間の都合上、絞ってご説明させていただきます。

それでは、61 ページをご覧ください。

最も出席率が低かった方は、番号 37 番、広尾町にお住まいの 73 歳の方で、6%でした。

こちらの方は、介護施設に勤務されているため、施設内での感染拡大防止の観点から、定例会など、集合形式の会議などには参加を控えていたという事情があり、出席率が低下したとのことでした。ただ、ご自身の勤務がない休日には、見守りや相談など、主任児童委員の活動を積極的に行っており、地域住民からの信頼も厚いことから、広尾町では、適任者と判断し、推薦がありました。

次に低かった方として、56 ページ、番号 8 番、芦別市にお住まいの 57 歳の方で、出席率は 11%になります。

この方は自営業で、平日・日中はお仕事をされているため、どうしても協議会との時間帯が合わず、出席することが困難だったとのことでした。

ただ、長年わたって、勤務がない日や、就業時間外などの時間を利用して、主任児童委員としての見守り活動や、保護司としても積極的に地域活動に取り組みされており、住民からの信頼も厚く、引き続き適任であるとの判断で、推薦がありました。

一覧表にある 42 名の方の多くは、自営業も含め、お仕事をお持ちのため、どうしても、協議会と日程や時間が合わず、出席が難しいといったことが主な理由となっておりますが、コロナ関係の理由も一部みられ、社会的な情勢・影響がうかがえました。

最後になりますが、今回、市町村推薦会から推薦をいただきました 669 名の方々につきましては、主任児童委員の選任要領に定める基準に合致しておりまして、主任児童委員として特に問題が

ないと事務局では判断しているところでございます。

以上、主任児童委員の一斉改選について、かいつまんでのご説明となりましたが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(本田分科会長)

はい、ありがとうございます。

主任児童委員の一斉改選についてご説明いただきましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

なければ、今回推薦のあった候補者全員を適任と認め、北海道知事に報告することとします。

これで予定の議事は以上で終了しましたが、ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、進行を事務局にお返しします。

(森地域福祉課長)

本日、審査いただきました、7,259名の候補者につきましては、今後、速やかに、厚生労働大臣に推薦させていただきます。

なお、本日審査にお諮りできなかった、1,195名分につきましては、関係市町村において、欠員を生じないように、候補者の選任に努めているところでございます。

追加の推薦につきましては、11月上旬を目途に、北海道社会福祉審議会運営規程第4条第8項により、書面により審査をお願いしたいと考えておりますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、民生委員審査専門分科会を終了します。

冒頭でも説明しましたが、本日お配りした資料のうち、議案1及び議案2につきましては、お席に残したままとし、お持ち帰りになりませんよう、お願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。